

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1867号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
所在地	公署及び学校等	区 域	所在地	公署及び学校等	区 域
(略)			(略)		
新発田市	(略) 新発田竹俣特別支援 学校	新発田市	新発田市	(略) 新発田竹俣特別支援 学校 <u>菅谷小学校</u>	新発田市
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。